2006年 5月 24日

各　　位

会　社　名　　株式会社　やまや
代表者の役職名　　代表取締役社長　　山内英靖
（コード番号　９９９４　東証第一部）
問い合わせ先　　社長室長　　久野朋美
Ｔ　Ｅ　Ｌ　　（０２２）７４２－３１１５

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2006年5月24日開催の取締役会において、2006年6月29日開催予定の第36回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更に付いて付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．議案の趣旨及び変更の理由

（1）本社機能全部移転に伴い、本店の所在地を変更するものです。

（2）取締役会の意思決定を迅速化するためと権限の明確化を図るため、取締役の員数を変更し、および役付取締役の規定に副会長を追加するものであります。

（3）平成18年5月1日に施行された「会社法」（平成17年法律第86号）に基づき、必要な規程の整備を行うものであります。

①取締役が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社に対する賠償責任を法令に定める範囲内で取締役会の決議により減免できるようにするため、また社外取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするものであります。なお、これらの規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

②監査役が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社に対する賠償責任を法令に定める範囲内で取締役会の決議により減免できるようにするため、および社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とするものであります。

③会社法第459条第1項および第460条の規定に従い、剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるように当該規定を新設するものであります。

④その他、旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正よび条数の変更、および必要な規定の整備等を行うものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
（商号） 第１条 （目的） 第２条　（条文省略）	（商号） 第１条 （目的） 第２条　（現行どおり）
（本店の所在地） 第３条 当会社は、本店を宮城県塩釜市に置く。	（本店の所在地） 第３条 当会社は、本店を宮城県仙台市に置く。
（公告の方法） 第４条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることが出来ないときは、日本経済新聞に掲載する。	（公告の方法） 第４条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることが出来ないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第２章　株　　式	第２章　株　　式
（発行する株式の総数及び自己株式の取得） 第５条 当会社が発行する株式の総数は、35,000,000株とする。 2. 当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得する。	（発行可能株式総数及び自己株式の取得） 第５条 当会社の発行可能株式総数は、35,000,000株とする。 2. 当会社は、取締役会決議によって市場価格等により自己株式を取得する。
（１単元の株式の数） 第６条　（条文省略）	（単元株式数） 第６条　（現行どおり）
（単元未満株券の不発行） 第７条 当会社は、１単元の株式数に満たない株式に係る株券を発行しない。	（株券の発行） 第７条 当会社は、株式に係る株券を発行する。
（新設）	2. 前項の規定にかかわらず、当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。
（新設）	（単元未満株主の権利制限） 第８条 当会社の単位未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使できない。 （1）会社法189条２項各号に掲げる権利 （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利 （3）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
（名義書換代理人） 第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 当会社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱所に供え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	（株主名簿管理人） 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によりの決議をもって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱所に供え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
（株式取扱規則） 第9条 当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続き及びその手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第10条 当会社の発行する株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する手続き及びその手数料については、法令または本定款に定めるもののほか取締役会において定める株式取扱規則による。
（株主名簿の閉鎖及び基準日） 第10条 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使する株主とする。 2. 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議	（基準日） 第11条 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

現行定款	変更案
により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。	2. 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主とする。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集） 第11条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。	（招集） 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。
（招集者及び議長） 第12条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長が招集しその議長となる。	（招集者及び議長） 第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会長が招集しその議長となる。
2. （条文省略）	2. （現行どおり）
（新設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議） 第13条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。	（決議の方法） 第15条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 商法第３４３条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。	2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。
（議決権の代理行使） 第14条 当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。	（議決権の代理行使） 第16条 当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. （条文省略）	2. （現行どおり）
（議事録） 第15条 株主総会の議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。	（議事録） 第17条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。
2. 株主総会の議事録はその原本を決議の日から１０年間本店に備え置き、その謄本を５年間支店に備え置く。	2. （削除）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（新設）	（取締役会の設置） 第18条 当会社は、取締役会を置く。
（員数） 第16条 当会社の取締役は１５名以内とする。	（取締役の員数） 第19条 当会社の取締役は９名以内とする。
（選任） 第17条 （新設） 当会社の取締役の選任は、株主総会において株主の議決権の３分の１以上に当たる株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	（取締役の選任） 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. （条文省略）	2. 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上に当たる株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う 3. （現行どおり）
（任期） 第18条 当会社の取締役の任期は、就任後１年以内の最終の決	（取締役の任期）

現行定款	変更案
算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（招集者及び議長）	（取締役会の招集者及び議長）
第19条　（条文省略）	第22条　（現行どおり）
（招集通知）	（取締役会の招集通知）
第20条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（決議）	（取締役会の決議の方法）
第21条　（条文省略）	第24条　（現行どおり）
（新設）	2. 前項に係らず取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。
（代表取締役及び役付取締役）	（代表取締役及び役付取締役）
第22条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。 2. 当会社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。	第25条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。 2. 当会社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（新設）	（取締役会の議事録）
	第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名を行う。
（取締役会規程）	（取締役会規程）
第23条 当会社の取締役会に関する事項は、本定款のほか取締役会規程による。	第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか取締役会規程による。
（報酬ならびに退職慰労金）	（取締役の報酬等）
第24条 当会社の取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会で定める。	第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（取締役の責任免除）
	第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する当該社外取締役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（新設）	（監査役及び監査役会の設置）
	第 30 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。
（員数）	（監査役の員数）
第25条　（条文省略）	第 31 条　（現行どおり）
（選任）	（監査役の選任）
第26条　（新設） 当会社の監査役の選任は、株主総会において株主の議決権の３分の１以上に当たる株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上に当たる株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
（任期）	（監査役の任期）
第27条 当会社の監査役の任期は、就任後４年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時とする。	第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時とする。
（常勤監査役）	
第28条 監査役は、その互選により常勤監査役を１名以上おく。	

現行定款	変更案
（招集通知） 第29条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（常勤監査役） 第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 （監査役会の招集通知） 第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	（監査役会の決議の方法） 第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。
（新設）	（監査役会の議事録） 第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名を行う。
（監査役会規程） 第30条 当会社の監査役会に関する事項は、本定款のほか監査役会規程による。	（監査役会規程） 第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか監査役会規程による。
（報酬ならびに退職慰労金） 第31条 当会社の監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会で定める。	（監査役の報酬等） 第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（監査役の責任免除） 第 40 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する当該社外監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度とする。
（新設）	
（新設）	
（新設）	第６章　会計監査人
（新設）	（会計監査人の設置） 第 41 条 当会社は、会計監査人を置く。
（新設）	（会計監査人の選任） 第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
（新設）	（会計監査人の任期） 第 43 条 当会社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の提示株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（新設）	（会計監査人の報酬等） 第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。
第６章　計　　算	第７章　計　　算
（営業年度及び決算期） 第32条 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、営業年度の末日をもって決算期とする。	（事業年度） 第 45 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
（利益配当金） 第33条 当会社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払うものとする。	（剰余金の配当等） 第 46 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。 2. 当会社は、毎年 3 月 31 日又は 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下配当金という。）を行う。 3. 当会社は、会社法 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。
（新設）	
（新設）	
（中間配当金） 第 34 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録した質権者に対して、商法 293 条ノ 5 に定める分配（以下中間配	

現行定款	変更案
当金という）を行うことができる。 （配当金の除斥期間） 第35条 当会社の利益配当金または中間配当金がその支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。 2. 未払配当金には利息をつけないものと	（削除） （配当金の除斥期間） 第 47 条 配当金がその支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。 2. 未払の配当金には利息をつけないものとする。

以上